

○財務省告示第百三十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年三月二十四日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年四月二日

財務大臣 菅 直人

一	名称及び記号
二	利付国庫債券（十年）（第二百七十二回、第二百七十四回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十四回、第五十五回、第五十六回、第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十二回、第六十六回、第七十一回、第七十三回、第七十六回、第七十七回、第七十八回、第七十九回及び第八十回）
二	発行の根拠
三	法律及びその条項
三	の振替法の適用
四	発行方法
五	募入決定の

利付国庫債券（十年）（第二百七十二回、第二百七十四回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十四回、第五十五回、第五十六回、第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十二回、第六十六回、第七十一回、第七十三回、第七十六回、第七十七回、第七十八回、第七十九回及び第八十回）  
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行のうち利回り格差の小さ申込みのうち利回り格差の





（利付国庫債券） （第二十五年） （第九回）	（利付国庫債券） （第二十五年） （第八回）	（利付国庫債券） （第二十五年） （第六回）	（利付国庫債券） （第二十五年） （第五回）	（利付国庫債券） （第二十五年） （第四回）	（利付国庫債券） （第二十年） （第七十回）	（利付国庫債券） （第二十年） （第七十回）	（利付国庫債券） （第二十年） （第七十回）	名称及び記号
一・七%	一・九%	二・〇%	二・〇%	二・二%	一・五%	一・五%	一・四%	利率（年）
平成十年 三月十二日	平成九年 三月二十四日	平成六年 三月二十四日	平成一年 三月二十四日	平成十年 三月二十三日	平成十年 二月二十七日	平成九年 二月二十七日	平成九年 二月二十七日	償還期限
四億円	七十六億円	十三億円	二十五億円	九十億円	二百億円	九百八十八億円	二百二十八億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利金支 単利回りとする。  
 十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日 平成二十二年三月二十四日

（（利 第二付 八十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 九）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 七）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 一）債 券）	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 券）	（（利 第二付 六十国 十年庫 二）債 券）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 券）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 券）
二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	一 ・ 八 %	〇 ・ 八 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %
日年平 六成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二三 月十六 二十六	日年平 六成 月三 二十六	十年平 日十成 二三 月十五 二十五	日年平 六成 月三 二十五	日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 二三 月十四 二十四
億四 円百 三十八	二十 億 円	三十 二 億 円	八 億 円	二百 四 億 円	円百 四 十二 億	四十 三 億 円	十 億 円	七十 五 億 円	百 二 億 円	億三 百 九 十五